

大和市告示第124号

大和市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年6月14日

大和市長 大 木 哲

大和市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成21年大和市告示第86号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

第1条中「母親」を「母及び父子家庭の父」に、「取組み」を「取組」に改め、「し、母子家庭」の次に「及び父子家庭」を加える。

第2条中「母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、同条第1号中「第6条第1項」を「第17条」に、「女子であって、」を「者で」に改め、「（20歳に満たない者をいう。）」を削る。

第5条第1項第1号中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、同項第3号中「前々年」の次に「。以下同じ。」を、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「証明書」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第3項第3号中「（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）」及び「（特別区の区長を含む。）」を削る。

第9条中「第7条第3項」を「第5条第1項及び第7条第3項」に改め、「及び第9条第3項」を削る。

第10条中「母」の次に「及び父子家庭の父」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。